

## 田尻町役場での所得税の確定申告及び町民税・府民税の申告について

給与所得や年金所得の方で、主に所得税及び復興特別所得税の還付を目的とする方の確定申告と、町民税・府民税の申告については、従来から役場でも受け付けております。役場での受付期間は、**2月17日(月)から3月17日(月)**です。お間違えのないようにお願いします。

## あなたの税が町づくりを支えています

町税は、教育の充実や保健・福祉サービスの提供、道路や下水道などの整備、消防・救急活動、ごみの収集・処理など、安心して暮らせる町づくりを進めるための大切な財源です。皆様の町税に対するご理解とご協力をお願いします。

納期限を過ぎて納付されますと、延滞金が加算され、納税者にとっても余計な負担となります。

### 納付が困難なときは放置せず納付相談を

災害、盗難などにより財産に損失を被った場合、病気、失業などにより一時的に納付が困難になった場合は、分割して納める方法があります。納付相談は随時、税務課で行っていますので、早めにご相談ください。

### 便利で安心！「口座振替」の利用を

口座振替制度を利用されますと、金融機関に行かなくても納期限に指定の口座から自動的に振替納付されます。

便利で安心な口座振替制度をご利用ください。

**手続きに必要なもの** 預貯金通帳、金融機関届出印、  
口座振替依頼書（金融機関・役場にあります）

※各金融機関の窓口にて手続きをしてください。

### バイク・軽四輪などの廃車は3月31日までに

バイク・軽四輪などの税金は、毎年4月1日現在の所有者に1年間分全額が5月に課税されます。年度途中で廃車されても月割りはありません。

使用しないバイクや車は廃車手続を、所有者や住所が変わっている場合は変更手続を、3月31日までに済ませてください。

受付	車種	廃車・転出	名義変更	住所変更
役場税務課	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊(農耕用、フォークリフト等)、ミニカー	申告済証(販売証明書)、ナンバープレート、所有者・届出者の印鑑	申告済証(販売証明書)、ナンバープレート、新旧所有者の印鑑、届出者の印鑑	申告済証(販売証明書)、所有者・届出者の印鑑
軽自動車検査協会 和泉支所	軽四輪乗用、軽四輪貨物、軽三輪	堺市西区山田2丁190番地3 電話 072-273-1561		
大阪運輸支局 和泉登録事務所	軽二輪(125cc超)、二輪小型(250cc超)	和泉市上代町官有地 電話 050-5540-2060		

**不審者・不審車両を見かけたら、110番に通報しましょう！**

泉佐野警察署 電話 464-1234